

第2部 第7期障がい福祉計画

1 国の基本方針

国は、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」の主なポイントとして、次のような内容を示しています。

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえたさらなる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑥ 障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑦ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑧ 障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施の活動指標への追加

⑨ 障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑩ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障がい福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑪ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑫ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、基本指針に示された基本的理念を踏まえて、配慮すべき点として、次のような内容が掲げられています。市の対応とされているものについて目標を設定し、計画的な整備を行います。

① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

- ・訪問系サービス、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

- ・希望する障がい者等に日中活動系サービス、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスを保障する。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実（抜粋）

- ・地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。
- ・障がい者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。
- ・地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図る。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実（抜粋）

- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

⑥ 依存症対策の推進

- ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

第2章

令和8年度の目標値

本市では、施設に入所する障がい者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設利用者の一般就労への移行、障がい児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を進めるため、本市の実情を勘案し、令和8年度末を目標年度とする数値目標を設定しました。

この数値目標の考え方について、国の基本指針及び令和4年度末（ないし令和3年度末）時点の実績を踏まえ、目標値を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

1 施設入所者の削減及び地域生活への移行

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行する。

年度末時点入所者数		【目標値】 令和8年度		【目標値】 令和8年度	
令和4年度 (A) (人)	令和8年度 (B) (人)	削減見込 (A-B) (人)	削減割合 (A-B)/(A) (%)	地域生活 移行者数 (C) (人)	移行割合 (C)/(A) (%)
174	174	0	0	8	4.6

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 令和3～5年度の地域移行者数の実績や入所施設の入退所の動向等を踏まえ総合的に判断しました。今後、グループホーム等を活用した地域移行が進むことが見込まれますが、施設入所待機者は多く、入所者数の減少は難しいと予測します。

2 地域生活支援の充実

1 地域生活支援拠点等の状況

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。
- コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

	令和4年度	令和8年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	未設置	設置
② コーディネーターの配置人数	0人	1人
③ 障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	0人	0人
④ 運用状況の検証及び検討の実施回数	0回/年	0回/年

2 強度行動障がいをもつ障がいの者の支援体制の整備

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 強度行動障がいをもつ者に関し、市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。【新規】

	令和4年度	令和8年度
強度行動障がいをもつ障がいの者に関するニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した体制の整備	無	有

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 地域生活支援拠点については、各施策の進捗と経緯、福祉サービス事業所の取組と特徴を踏まえ、求められる5つの機能を地域全体として実施する面的整備として構築を進めます。特に、基幹相談支援センターの設置に向け、事業所等との調整に努めます。
- 強度行動障がいをもつ障がいの者に関するニーズの把握等に努め、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を図ります。

3 福祉施設から一般就労への移行等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。
 - ・就労移行支援事業・・・令和3年度実績の1.31倍以上とする。
 - ・就労継続支援A型事業・・・令和3年度実績の1.29倍以上とする。
 - ・就労継続支援B型事業・・・令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上とする。

	単位	令和3年度	令和8年度	令和3年度からの移行割合
一般就労への移行者数	人	12	15	1.25倍
就労移行支援事業利用からの一般就労移行	人	6	7	1.17倍
就労継続支援A型事業利用からの一般就労移行	人	3	4	1.33倍
就労継続支援B型事業利用からの一般就労移行	人	3	4	1.33倍
就労定着支援事業利用者数	人	4	6	1.50倍

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 目標設定に関する国の基本指針及び令和3～5年度の実績も踏まえ、目標値を設定しています。
- 福祉施設から一般就労等への移行では、就労継続支援A型及びB型では目標値の倍率を達成しますが、就労移行支援では若干目標値の倍率を下回る見込みです。
- 就労定着支援の利用者数については目標値を達成する見込みですが、就労定着率についても令和8年度までに国の基準割合を達成するよう努めます。
- このことを踏まえ、事業所における生産活動、就労、求職活動及び定着のための支援が適切に行われるよう各事業所と連携し、就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上となるように努めます。

4 相談支援体制の充実・強化等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターの設置等を行う。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

	令和4年度	令和8年度
① 基幹相談支援センターの設置等	0か所	1か所
② 協議会における個別事例の検討実施回数	—	1回

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- ニーズを踏まえて、令和8年度までに基幹相談支援センターを設置するよう努め、協議会において個別事例の検討を行います。
- その間、相談支援専門員の確保と質の向上に向けた取組を関係機関と連携して進めます。また、職員の資質向上を図るための研修等の導入・受講促進に努めます。

5 その他の主要活動指標

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	人	14	14	14
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	6	6	6
精神障がい者の地域移行支援	利用者 人/月	3	4	4
精神障がい者の地域定着支援	利用者 人/月	2	2	2
精神障がい者の共同生活援助	利用者 人/月	30	30	30
精神障がい者の自立生活援助	利用者 人/月	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	利用者 人/月	5	5	5

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- これまでの実績や利用者の動向等を踏まえ総合的に判断し、第7期中はいずれの指標も横ばいから微増で推移すると見込んでいます。今後の取組状況をみて、目標値の見直し等を行う必要があります。

(2) 相談支援体制の充実・強化

【基幹相談支援センターの配置等の状況】

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置状況	か所	0	0	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	0	1
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	0	0	1
主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1

【協議会での検討状況】

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	1	1	1
参加事業者・機関数	機関	17	17	17
専門部会の設置	設置 有無	6 部会	6 部会	6 部会
専門部会の実施回数	回	28	28	28

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 自立支援協議会の各部会からの地域課題や個別事例の議題提供を受け、協議会における検討の機会を設けます。
- 事例の内容によっては、協議会委員以外のメンバーも含めた参加とします。

(3) 障害福祉サービス等の質の向上

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制 有無	有	有	有
	実施 回数	12	12	12

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の分析を毎月実施し、その結果の活用等を図ります。

(4) 相談支援

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託相談支援事業所	か所数	6	6	6
住宅入居等支援事業 (居住サポート支援)	か所数	6	6	6

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- 委託相談支援事業所と連携し、住宅入居等支援事業等に取り組みます。

(5) コミュニケーション支援事業所等

【手話通訳、要約筆記等向け意思疎通支援者年間利用人数】

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳	利用者数 (延)	25	25	25
要約筆記	利用者数 (延)	15	15	15

【技術ボランティア養成講習年間修了者数】

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳	修了者数	15	15	15
要約筆記	修了者数	5	5	5
点訳	修了者数	5	5	5
音訳	修了者数	5	5	5

【手話通訳・要約筆記（コミュニケーション支援者）年間登録者数】

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳	登録者数	25	30	30
要約筆記	登録者数	15	20	20

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する市の考え方

- いずれもコロナの影響があるため、平成30年度以降の推移から見込みました。このうち「手話通訳」「要約筆記」は利用ニーズが高いため、年間登録者数はいずれも増加を見込んでいます。今後のニーズを見ながら、見直し等も検討します。
- 意思疎通支援者・ボランティア参加者を確保するため、研修等開催情報の周知に努め、意思疎通の充実につながるよう取り組みます。

第3章

障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策

各サービスの見込量の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、地域自立支援協議会で協議を進め、本市の実情に応じて設定します。

令和8年度の目標値の実現に向けて、障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、第6期計画（令和3年度から令和5年度）の利用状況を踏まえながら、第7期期間中の令和6年度から令和8年度までの各年度における見込量を設定します。

1 訪問系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ・食事等の介護、家事、その他生活全般にわたる援助等を行う。	障がい支援区分（以下「区分」という。）1以上である人
重度訪問介護	「居宅介護」に加え、外出時における移動中の介護等を総合的に行う。	区分4以上（入院入所中は区分6）の、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難があるため、常時介護を要する人
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護、その他必要な援助等を行う。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人
行動援護	常時介護を要する人が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護、排せつ等の介護、その他必要な援助を行う。	区分3以上で、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難がある人
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する人につき、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を行う。	区分6に該当する、意思疎通に著しい困難がある人

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、見込量を下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護	人/月	実績値	202	201	203
	時間/月	実績値	2,983	2,917	2,930
同行援護	人/月	実績値	50	48	45
	時間/月	実績値	1,008	1,069	1,047
重度訪問介護	人/月	実績値	1	0	0
	時間/月	実績値	216	35	0
行動援護	人/月	実績値	23	22	21
	時間/月	実績値	190	184	175
重度障害者等包括支援	人/月	実績値	0	0	0
	時間/月	実績値	0	0	0
合 計	人/月	実績値	276	271	269
		見込量	279	282	285
	時間/月	実績値	4,397	4,205	4,152
		見込量	4,736	4,776	4,822

3 サービス見込量とその確保のための方策

訪問系サービスについてのニーズは今後も必要とされることから、増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。既存のサービス事業者等に対して、情報提供を行うなど新規参入を働きかけます。

■ 訪問系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	204	205	206
	時間/月	2,944	2,958	2,972
同行援護	人/月	46	47	48
	時間/月	1,054	1,061	1,069
重度訪問看護	人/月	1	1	1
	時間/月	216	216	216
行動援護	人/月	22	23	23
	時間/月	184	190	190
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合 計	人/月	273	276	278
	時間/月	4,398	4,425	4,447

2 日中活動系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
生活介護	主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳未満で、区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上の障がい者 ・50歳以上で、区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の障がい者
自立訓練 (機能訓練)	原則として1年6か月間、理学・作業療法、必要なりハビリテーション等の支援を行うサービス	自立した日常・社会生活を営むことができるよう身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練等が必要な障がい者
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある（就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む。）障がい者
自立訓練 (生活訓練)	原則として2年間、入浴、排せつ、食事等に関する訓練等の支援を行うサービス	自立した日常・社会生活を営むことができるよう生活能力の維持・向上等のために支援・訓練等が必要な障がい者
就労移行支援	原則として2年間、生産活動等の機会の提供を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者
就労継続支援 A型(雇用型)	雇用契約の締結等による就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障がい者
就労継続支援 B型(非雇用型)	就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者</p> <p>次のいずれかに該当</p> <p>a) 就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な者</p> <p>b) 就労移行支援事業を利用したが、B型事業の利用が適当と判断された者</p> <p>c) a、bに該当せず、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p>
就労定着支援	就労に関する問題を解決するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話等を行うサービス	区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。区分5以上の進行性筋委縮症患者又は重症心身障がい者
短期入所	居宅で介護する者の病気その他の理由で施設へ短期間入所した利用者に、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービス	区分1以上の障がい者等

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、生活介護、自立訓練（機能訓練）就労移行支援A型・B型、療養介護、短期入所はほぼ見込みどおりか上回っていますが、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援は見込量を下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活介護	人/月	実績値	361	365	370
		見込量	360	361	362
	人日/月	実績値	7,089	7,105	7,340
		見込量	7,020	7,039	7,059
自立訓練(機能訓練)	人/月	実績値	0	0	1
		見込量	1	1	1
	人日/月	実績値	0	4	23
		見込量	10	10	10
自立訓練(生活訓練)	人/月	実績値	4	5	4
		見込量	7	8	9
	人日/月	実績値	99	59	86
		見込量	173	192	216
就労移行支援	人/月	実績値	19	16	12
		見込量	13	14	15
	人日/月	実績値	276	234	198
		見込量	221	238	255
就労継続支援A型	人/月	実績値	108	124	142
		見込量	106	108	110
	人日/月	実績値	2,274	2,500	2,840
		見込量	2,173	2,214	2,255
就労継続支援B型	人/月	実績値	181	187	202
		見込量	185	187	189
	人日/月	実績値	2,926	3,010	3,208
		見込量	2,960	2,992	3,024
就労定着支援	人/月	実績値	3	5	1
		見込量	3	4	5
療養介護	人/月	実績値	18	18	18
		見込量	19	19	19
短期入所 合計 (福祉型、医療型)	人/月	実績値	27	21	33
		見込量	40	41	41
	人日/月	実績値	334	260	362
		見込量	266	272	272

3 サービス見込量とその確保のための方策

今後も利用を希望する障がい者の増加が見込まれることから、事業者の育成・確保を進めていく必要があります。そのため、障害福祉サービスの利用状況や利用見込み等日中活動系サービスに関する情報を提供し、新規事業者の参入を促進します。

また、利用者が事業者選択に活用できる事業所情報の提供を行うとともに、事業所間の情報共有が円滑に図れるよう、連携体制を構築します。

■ 日中活動系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	375	380	385
	人日/月	7,439	7,538	7,637
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	23	23	23
就労選択支援 (令和7年10月～)	人/月	—	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	5	5
	人日/月	137	137	137
就労移行支援	人/月	13	14	15
	人日/月	214	231	247
就労継続支援A型	人/月	144	146	148
	人日/月	2,880	2,920	2,960
就労継続支援B型	人/月	207	212	217
	人日/月	3,287	3,366	3,446
就労定着支援	人/月	3	3	3
療養介護	人/月	18	18	18
短期入所(福祉型)	人/月	28	28	28
	人日/月	345	345	345
短期入所(医療型)	人/月	5	5	5
	人日/月	17	17	17

3 居住系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
自立生活援助	一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス	障がい者（身体障がい者にあつては65歳未満の者）
施設入所支援	主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス	50歳未満では区分4以上、50歳以上では区分3以上の障がい者

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、自立生活援助は利用実績がなく、共同生活援助は見込量よりも上回り、施設入所支援はほぼ見込みどおりになっています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立生活援助	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	0	1	2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	実績値	105	117	128
		見込量	93	105	105
施設入所支援	人/月	実績値	174	174	174
		見込量	176	175	174

3 サービス見込量とその確保のための方策

ニーズの高まりを踏まえて地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を推進します。また市内外の関連事業所の利用など広域的な対応により、適切なサービスの提供に努めます。

■ 居住系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	130	135	140
施設入所支援	人/月	174	174	174

4 相談支援（サービス等利用計画等作成）

1 サービスの概要

サービスの種別	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うサービス
地域移行支援	施設や病院に長期入所（入院）していた障がい者が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援するサービス
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うサービス

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、計画相談支援はほぼ見込みどおりとなっています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
計画相談支援	人/月	実績値	190	190	188
		見込量	185	187	189
地域移行支援	人/月	実績値	1	1	3
		見込量	3	4	4
地域定着支援	人/月	実績値	3	2	1
		見込量	5	6	7

3 サービス見込量とその確保のための方策

相談支援体制の充実・強化を図るとともに、サービス利用計画の作成支援を必要とする人について、相談支援事業者やその他関係機関の連携のもとに、対象者の適切な把握に努めます。相談支援事業所や既存のサービス提供事業者等に対して情報提供を行い、相談員の確保、新規参入を働きかけます。

■ 相談支援サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	190	192	194
地域移行支援	人/月	3	4	4
地域定着支援	人/月	2	2	2

第4章

地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がいのある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、障がいのある人及び家族介護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援（手話通訳者や要約筆記者の派遣）、日常生活用具の給付、移動支援等に関する地域生活支援事業を実施します。

1 実施事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。本市では、研修会及び作品展を実施します。実施に際しては、関係団体等とさらに連携して取り組みます。
相談支援事業	障がい者等や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整など、必要な援助を行う事業です。本市においては、専門性や継続性を確保し、障がい種別に応じ複数の拠点を設置し、相互に連携する相談支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な知的・精神障がい者に対し、本人の法定代理人として財産の管理などを行う成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがなく申立てを行うことが困難な場合に市が申立てを行ったり、申立てに要する経費や後見人等の報酬の負担が困難な場合にこれらの費用の助成を行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介をする等のコミュニケーション支援を行う事業です。本市においては、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うとともに、手話通訳者を市地域福祉課に設置、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付事業	日常生活用具給付事業は、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業です。本市においては、必須事業の一つとして、継続して事業実施を行い、重度障がい者等の日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。本市においては、社会福祉協議会に委託し、入門・基礎の各コースで手話奉仕員を養成しています。

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動を支援する事業です。 本市においては、個別的支援が必要な障がい者等に対しマンツーマンにより支援する「個別支援型」と複数の障がい者等へ同時支援する「グループ支援型」により移動支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターが、障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、地域生活支援の促進を図る事業です。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の事業形態があり、本市ではⅠ型とⅢ型を実施します。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がい者に、訪問により居宅において移動入浴車による入浴サービスを行う事業です。本市では、サービス利用のニーズがあり継続して事業を実施し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
生活訓練事業	障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練や指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。本市では、視覚障がいのある人に対し、創作や季節の行事等を実施する教室や日常生活上必要な訓練・指導を行う事業を実施します。
日中一時支援事業	<p>ア タイムケア事業 障がい児（小・中・高校生）を対象に一時預かりを行うことにより、学校の放課後や長期休暇時に活動する場を確保するとともに、障がい児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。特に、夏休みなど長期休暇時の受け入れを拡大し、事業の充実に努めます。</p> <p>イ 日中短期入所事業 障がい者等に対して短期入所事業所で、日帰りの短期入所を行うことで、日中活動の場を提供するとともに、保護者等の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。</p>
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。 本市では、スポーツ・レクリエーション教室開催、点字・声の広報等事業、要約筆記奉仕員、点訳・音訳ボランティア等を養成する奉仕員養成研修、障がい者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造費助成事業、リフト付き福祉バスの運行などを実施します。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	地域生活支援事業実施要綱に基づき、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給します。 また、施設入所者就職支度金の給付は入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給します。

2 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、各事業に対するニーズに応じた実施事業者の確保等とともに、事業の対象者の把握と利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

1 サービスの現状

地域生活支援事業全体でみると、実績値が見込どおり若しくは見込量を下回る状況となっています。とくに、成年後見制度支援事業利用者や意思疎通支援事業、移動支援事業等では大きく下回っているものがあり、これまでの実績を考慮しながら、事業を進めていくことにしています。

■ 地域生活支援事業の利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	有	有	有
	回/年	実績値	4	4	4
		見込量	6	6	6
	人/年	実績値	1,516	1,558	403
		見込量	1,500	1,500	1,500

【相談支援事業】

障害者相談支援事業	委託事業所数	実績値	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	実績値	1	2	0
		見込量	8	8	8

【意思疎通支援事業】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	実績値	22	26	30
	人/年	見込量	35	35	35
うち、手話通訳者派遣事業	人/年	実績値	15	13	20
	人/年	見込量	25	25	25
うち、要約筆記者派遣事業	人/年	実績値	7	13	10
	人/年	見込量	10	10	10
手話通訳者設置事業	設置者数	実績値	2	2	1
		見込量	2	2	2

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	実績値	8	2	7
		見込量	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数/年	実績値	14	7	5
		見込量	16	16	16
在宅療養等支援用具	給付件数/年	実績値	7	12	10
		見込量	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	実績値	65	60	60
		見込量	153	153	153
排せつ管理支援用具	給付件数/年	実績値	2,837	2,859	2,996
		見込量	3,398	3,474	3,550
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	実績値	3	2	3
		見込量	2	2	2

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	養成研修 修了者数	実績値	7	28	20
		見込量	31	31	31
移動支援事業	利用者数/年	実績値	37	36	22
		見込量	58	58	58
	延利用時間/ 年	実績値	1,150	923	1,010
		見込量	2,506	2,506	2,506
地域活動支援センター	実施箇所数	実績値	4	4	4
		見込量	4	4	4
	利用者数/月	実績値	174	180	180
		見込量	170	175	180

《任意事業》

サービス種類	単位	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
日中一時支援事業 (日中短期)	実施箇所数	実績値	6	6	6
		見込量	6	6	6
	人/年	実績値	13	5	8
		見込量	41	41	41
訪問入浴サービス事業	人/年	実績値	2	2	2
		見込量	4	4	4
生活訓練等事業	実施箇所数	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
自動車運転免許取得費 助成事業	件/年	実績値	0	0	1
		見込量	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	実績値	2	2	1
		見込量	1	1	1
スポーツ・レクリエーション 教室等開催事業	回/年	実績値	11	24	23
		見込量	24	24	24
点字・声の広報等発行 事業	回/年	実績値	12	12	12
		見込量	12	12	12
奉仕員養成研修事業	人/年	実績値	11	25	16
		見込量	50	50	50
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	人/年	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1

3 サービス見込量とその確保のための方策

地域活動支援事業については、コロナの影響もあり、平成30年度以降の実績や実情を考慮し、見込量を設定しました。

今後は、見込量に合うニーズの把握に努めるとともに、事業者の確保をはじめ、事業者の質の向上を含め関連事業者との連携のもと適切なサービスの提供を図ります。

■ サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	回/年	5	5	5
	人/年	1,500	1,500	1,500

【相談支援事業】

障害者相談支援事業	委託事業所数	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	6	6	6

【意思疎通支援事業】

手話通訳者派遣事業	延人/年	25	25	25
要約筆記者派遣事業	延人/年	15	15	15
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数/年	11	11	11
在宅療養等支援用具	給付件数/年	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	93	93	93
排せつ管理支援用具	給付件数/年	3,000	3,000	3,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	3	3	3

手話奉仕員養成研修事業	修了者数	30	30	30
移動支援事業	利用者数/年	46	46	46
	延利用時間/年	2,007	2,007	2,007
地域活動支援センター	実施箇所数	4	4	4
	利用者数/月	173	173	173

《任意事業》

サービス種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業 (日中短期)	実施箇所数	6	6	6
	人/年	30	30	30
訪問入浴サービス事業	人/年	2	2	2
生活訓練等事業	実施箇所数	1	1	1
自動車運転免許取得費 助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	2	2	2
スポーツ・レクリエーション 教室等開催事業	回/年	24	24	24
点字・声の広報等発行 事業	回/年	12	12	12
奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	人/年	1	1	1